

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所第3号機の設計及び工事の計画の届出（原子炉冷却系統施設の主要弁・主配管の取替工事））【5】」
2. 日時：令和4年6月27日 14時10分～20時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

関企画調査官、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官※

四国電力株式会社：

原子力部 設備保全グループリーダー※ 他8名※

## 5. 要旨

- (1) 四国電力株式会社より、伊方発電所第3号機の設計及び工事の計画の届出（原子炉冷却系統施設の主要弁・主配管の取替工事）について、資料に基づき説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制庁は、以下の事項等について説明を求めるとともに、引き続き事実関係の確認を進める旨を伝えた。
  - SUSF316とASME SA182 F316の同等性について、呼称変更であり別表第一の工事に該当しないとの説明から、同等材への変更は原子炉冷却系統施設の改造に該当しないと説明に見直すこと。
  - 技術基準規則第59条の審査対象判定の説明を届出書補正に合わせること。
  - 配管ルート変更に伴う二次応力への影響について、サポート軸方向を考慮して必要な確認範囲までの記載とするとともに、相対変位量の変化の有無を補足説明資料に追記すること。
  - 一次冷却材の循環設備ブロック①のモデルについて、本件取替工事に伴い、既工事計画で用いたモデルから変更が生じるのであれば、変更内容が分かるように補足説明資料に追記すること。
  - 届出書本文に記載せず添付図（設計2）で具体化する工事範囲について、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの3.4.1（設計3）と3.4.2（工事）のプロセスで設計2の工事範囲を変更する場合は、必ず設計2の設計変更プロセスへ戻るとのことであればその旨が分かるように補足説明資料に追記すること。

## 6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 1次系配管取替え工事（届出コメントリスト）

以下のホームページ掲載済みの資料を使用

- ・伊方発電所3号機 1次系配管取替え工事に係る設計及び工事計画の認可申請／届出の概要について（令和4年6月21日ヒアリング資料）
- ・伊方発電所第3号機 設計及び工事計画届出書補足説明資料（令和4年6月24日提出資料）

以上